

改正

平成16年4月1日

平成17年4月1日

平成19年4月1日

平成21年4月1日

平成24年11月1日

平成26年4月1日

平成28年4月1日要綱第29号

平成29年5月29日要綱第191号

平成30年3月23日要綱第26号

令和3年4月1日要綱第54号

令和4年8月1日要綱第100号

朝霞市地域自主防災活動等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大地震等による被害を最小限に防止するための事業を組織的に実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって自主防災活動の推進に資することを目的とする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、朝霞市内に所在する次の団体とする。

- (1) 自治会又は町内会により構成された自主防災組織
- (2) 市長が補助金を交付する対象として認めた団体

2 前項第2号の団体が、複数の自治会又は町内会の連合で構成している場合は、その構成団体数分を交付対象団体とすることができる。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災訓練、防災に関する研修会等に関する事業（以下「防災訓練等活動事業」という。）
- (2) 防災に関するマップ、マニュアル等の作成等に関する事業（以下「防災啓発事業」という。）
- (3) 災害時に必要な備蓄食糧の整備に関する事業（以下「備蓄食糧整備事業」という。）

(4) 災害時に自主防災活動を行うために必要な資機材の整備に関する事業（以下「資機材整備事業」という。）

(5) 自主防災活動に必要な資機材等を保管するための倉庫の設置等に関する事業（以下「防災倉庫設置事業」という。）

2 宗教活動、政治活動又は営利を目的とする活動と認められる事業は、補助対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 前条第1項各号に対する補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表第2のとおりとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等により国、県等が補助するものとして補助金額が定められているものについては、当該補助金額を補助金額とする。

(補助金の交付方法)

第6条 第3条第1項第2号、第3号及び第4号の事業については、年度内1回の交付を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助対象団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、第3条第1項各号に掲げる事業ごとに地域自主防災活動等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により申請を受けたときはこれを審査し、適当と認めたときは、交付を決定し、交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた団体の代表者は、補助の対象となった事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、速やかに地域自主防災活動等事業費補助金実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 実績報告書(様式第6号)

(2) 収支決算書(様式第7号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の報告を受けたときはこれを審査し、必要があると認めたときは、資料の提出及び説明を求めることができる。

3 前項の規定による審査において、適当と認めたときは補助金の額を確定し、地域自主防災活動等事業費補助金確定通知書(様式第8号)により第1項の規定による報告を行った団体の代表者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、前条第2項の審査の結果、次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(帳簿及び証拠書類の整備及び保管)

第11条 補助金の交付を受けた団体の代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその収入及び支出に係る証拠書類を整備し、及び保管しなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、その補助事業の完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年4月1日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第3号の規定は、結成後において防災倉庫設置事業に対する補助金の交付を受けていない補助対象団体であって、防災倉庫を所有していないものにも適用する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月1日）

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日要綱第191号）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日要綱第26号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日要綱第54号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年8月1日要綱第100号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

1 防災訓練等活動事業

区分	補助対象経費
訓練経費	燃料費、材料費、資機材等の借用に係る経費その他防災訓練で使用した資機材に係る経費
研修費	講師謝金、会場費、施設入場料、バス借上料及び交通費
事務経費	配付資料のコピー代、用紙代、記録写真代、保険料、振込手数料及び送料

2 防災啓発事業

区分	補助対象経費

マップ等作成費	防災マップ、マニュアル等の作成費用、材料代その他消耗品費、振込手数料及び送料
---------	--

3 備蓄食糧整備事業

区分	補助対象経費
備蓄食糧	保存期間が5年以上の非常食（御飯（レトルト食品を含む。）、アルファ化米、餅、パン、乾パン、ビスケット及びその他の副食品）

※ 備蓄食糧は、自主防災組織がまとめて保管すること。

※ 飲料水は、対象外とする。

4 資機材整備事業

区分	補助対象経費
救出・救護・初期消火・避難資機材	バール、ジャッキ、スコップ、のこぎり、工具セット、はしご、ロープ、リヤカー、担架、車椅子、救急セット、バケツ、毛布、トイレ、テント、防水シート、発電機、投光器その他救出、救護、初期消火及び避難に必要な資機材
情報収集・伝達資機材	ハンドマイク、トランシーバー、携帯ラジオその他情報収集・伝達に必要な資機材
給食・給水資機材	炊飯用具、調理器具、ろ水器、給水容器その他給食・給水に必要な資機材
被服・標識	ヘルメット、防塵マスク、ゴーグル、手袋、腕章、ベスト等
その他	振込手数料、送料その他防災上有効であり市長が必要と認めるもの

※ 資機材は、自主防災組織がまとめて保管すること。

※ 個人的な使用を目的としたもの及び汎用的なものは補助対象外とする。

5 防災倉庫設置事業

区分	補助対象経費
設置	防災倉庫（附属品を含む。）の購入費、倉庫設置に係る作業代、運搬費、名入れ代及び建築確認申請に係る費用
修繕	防災倉庫の修繕に係る作業代及び部品等交換費用
移設	移設に係る作業代、運搬費、運搬車両等の借上代
用地借上げ	防災倉庫用地の借上代

※補助対象面積は倉庫床面積の2倍までとする。

別表第2（第5条関係）

1 防災訓練等活動事業

自主防災組織の決成3年後の年度末まで			左記以降		
補助率	世帯数	限度額	補助率	世帯数	限度額
補助対象経費 の5分の4	100世帯未満	50,000円	補助対象経費 の3分の2	100世帯未満	50,000円
	100～199世帯	75,000円		100～199世帯	75,000円
	200～499世帯	100,000円		200～499世帯	100,000円
	500～999世帯	125,000円		500～999世帯	125,000円
	1000世帯以上	150,000円		1000世帯以上	150,000円

2 防災啓発事業

自主防災組織の決成3年後の年度末まで			左記以降		
補助率	世帯数	限度額	補助率	世帯数	限度額
補助対象経費 の5分の4	100世帯未満	50,000円	補助対象経費 の3分の2	100世帯未満	50,000円
	100～199世帯	75,000円		100～199世帯	75,000円
	200～499世帯	100,000円		200～499世帯	100,000円
	500～999世帯	125,000円		500～999世帯	125,000円
	1000世帯以上	150,000円		1000世帯以上	150,000円

3 備蓄食糧整備事業

補助率	世帯数	限度額
補助対象経費の3分の2	100世帯未満	50,000円
	100～199世帯	75,000円
	200～499世帯	100,000円
	500～999世帯	125,000円
	1000世帯以上	150,000円

4 資機材整備事業

自主防災組織の決成3年後の年度末まで		左記以降	
補助率	限度額	補助率	限度額
補助対象経費	500,000円	補助対象経費	500,000円

の5分の4		の3分の2	
-------	--	-------	--

5 防災倉庫設置事業

初回設置		左記以外	
補助率	限度額	補助率	限度額
補助対象経費 の5分の4	なし ※ただし、補助対象経費は倉庫 の床面積1㎡当たり119,000円 を限度とする。	補助対象経費 の2分の1	なし ※ただし、補助対象経費は倉庫 の床面積1㎡当たり119,000円 を限度とする。

※防災倉庫用地借上げに係る補助金額は、1㎡当たり1年間で、市街化区域は1,600円、市街化調整区域は1,200円を限度とする。

地域自主防災活動等事業費補助金交付申請書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

申請者 住 所 朝霞市_____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

地域自主防災活動等事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、補助金の受取につきましては、次の口座名義人に委任します。

事 業 年 度	年 度
補 助 事 業	<input type="checkbox"/> 1 防災訓練等活動事業 <input type="checkbox"/> 2 防災啓発事業 <input type="checkbox"/> 3 備蓄食糧整備事業 <input type="checkbox"/> 4 資機材整備事業 <input type="checkbox"/> 5 防災倉庫設置事業
自主防災組織 結成年月日	_____年 _____月 _____日
申 請 額	金 _____ 円 (補助対象経費 _____ 円)
添 付 書 類	1 実施計画書 (様式第2号) 2 収支予算書 (様式第3号) 3 その他
振 込 先	銀 行 信 用 金 庫 1 金融機関名 _____ 農業協同組合 _____ 支店 2 口座番号 普通・当座 _____ 3 口座名義人(カケで記入) _____ _____

実施計画書

補助事業	<input type="checkbox"/> 1 防災訓練等活動事業 <input type="checkbox"/> 2 防災啓発事業 <input type="checkbox"/> 3 備蓄食糧整備事業 <input type="checkbox"/> 4 資機材整備事業 <input type="checkbox"/> 5 防災倉庫設置事業
目的	<input type="checkbox"/> 防災知識や技術の習得 <input type="checkbox"/> 防災意識の向上及び啓発 <input type="checkbox"/> 災害活動に必要な資機材を整備し、組織の充実を図る。 <input type="checkbox"/> 自主防災資機材を適切に保管する。
実施内容 ※具体的に記入してください。	<ol style="list-style-type: none">1 防災訓練等活動事業 実施予定日、訓練項目・講習内容、実施場所、指導者、参加予定人数 等2 防災啓発事業 作成予定物の内容、作成・配付予定数、配付方法 等3 備蓄食糧整備事業 品目、数量、保管予定場所 等4 資機材整備事業 品目、数量、設置予定場所 等5 防災倉庫設置事業 設置予定場所、倉庫床面積 等

収 支 予 算 書

1 収 入

単位：円

項 目	予 算 額	説 明
事 業 費		自主防災組織等の負担額
補 助 金		
合 計		

2 支 出

単位：円

	項 目	予 算 額	内 訳
対 象 経 費			
	小 計		
対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

地域自主防災活動等事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので通知します。

事業年度	年度
補助事業	
申請者	住所
	団体名
	代表者
交付金額	
交付予定時期	
備考	1 この事業に要する予算を変更し、又は事業の内容を変更（市長が認める軽微なものを除く）しようとするときは、市長の承認を受けること。 2 この事業を中止し、又は廃止するときは、市長に届出をすること。

※ 補助事業実施後、速やかに実績報告書関係書類（様式第5号、第6号及び第7号）に領収書の写しを添付し、危機管理室危機管理係まで提出してください。

地域自主防災活動等事業費補助金実績報告書

年 月 日

朝 霞 市 長 宛

申請者 住 所 朝霞市_____

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

事業年度	年度
補助事業	<input type="checkbox"/> 1 防災訓練等活動事業 <input type="checkbox"/> 2 防災啓発事業 <input type="checkbox"/> 3 備蓄食糧整備事業 <input type="checkbox"/> 4 資機材整備事業 <input type="checkbox"/> 5 防災倉庫設置事業
精算金額	金_____円
補助対象経費	金_____円
添付書類	1 実績報告書(様式第6号) 2 収支決算書(様式第7号) 3 その他参考資料(領収書の写し) ※提出時に領収書原本を持参してください。

実績報告書

補助事業	<input type="checkbox"/> 1 防災訓練等活動事業 <input type="checkbox"/> 2 防災啓発事業 <input type="checkbox"/> 3 備蓄食糧整備事業 <input type="checkbox"/> 4 資機材整備事業 <input type="checkbox"/> 5 防災倉庫設置事業
実施期日	_____年 ____月 ____日
実施内容 ※具体的に記入してください。	
1 防災訓練等活動事業 訓練項目・講習内容、 実施場所、指導者、参 加予定人数 等	
2 防災啓発事業 作成予定物の内容、作 成・配付予定数、配付 方法 等	
3 備蓄食糧整備事業 品目、数量、保管予定 場所 等	
4 資機材整備事業 品目、数量、設置予定 場所 等	
5 防災倉庫設置事業 設置予定場所、倉庫床 面積	
成果・反省	
特記事項	

収 支 決 算 書

1 収 入

単位：円

項 目	決 算 額	説 明
事 業 費		自主防災組織等の負担額
補 助 金		
合 計		

2 支 出

単位：円

項 目	決 算 額	内 訳
対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

地域自主防災活動等事業費補助金確定通知書

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助金の交付について、次のとおり確定したので通知します。

事業年度		年度
補助事業		
申請者	住所	
	団体名	
	代表者	
交付確定金額		
交付予定時期		
備考		